

○大隅肝属広域事務組合個人情報保護条例

平成28年2月17日

大隅肝属広域事務組合条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、大隅肝属広域事務組合（以下「組合」という。）の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、広域行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(準用規定)

第2条 組合が取扱う個人情報の保護については、鹿屋市個人情報保護条例（平成18年鹿屋市条例第17号）第2条から第52条までの規定を準用する。この場合において、同条例第2条第2号中「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会」とあるのは「管理者、監査委員及び議会」と、同条例第3号中「鹿屋市情報公開条例（平成18年鹿屋市条例第16号）」とあるのは「大隅肝属広域事務組合情報公開条例（平成28年条例第1号）で準用する鹿屋市情報公開条例」と、同条例第4条第3号及び第8条第2項第3号中「市」とあるのは「組合」と、同条例第8条第2項第6号中「鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年鹿屋市条例第18号）に規定する鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会」とあるのは「大隅肝属広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年大隅肝属広域事務組合条例第3号）に規定する大隅肝属広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会」と、同条例第10条第1項中「本市」とあるのは「本組合」と、同条例第14条第6号中「市」とあるのは「組合」と、「市民」とあるのは「住民」と、同条例第7号及び第22条第1項中「市」とあるのは「組合」と、同条例第41条第2項中「鹿屋市情報公開条例」とあるのは「大隅肝属広域事務組合情報公開条例（平成28年大隅肝属広域事務組合条例第1号）で準用する鹿屋市情報公開条例」と、同条例第46条の見出し及び同条中「市長」とあるのは「管理者」と、同条例第47条中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。